

参考資料

「中間取りまとめ」における法定外税の新設・変更への関与の見直しの論点と主な意見

【論点1】「法定外税の新設・変更に係る国の関与の必要性」について

(「中間とりまとめ」における整理) 中間とりまとめ9ページ

「法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという意見が多く、本研究会としてはその方向で今後さらに議論を進めていきたい。」

(参考) その他の意見

○ 国の関与を廃止すべきとの意見

責任ある首長や議会の判断を尊重する観点や法定外税と同様に地方団体の課税自主権を具現化したものである超過課税については同意を要さないこととのバランスの観点等から、国の関与を廃止すべき。

○ 見直しを急ぐ必要はないのではないかとする意見

現実に即して考えた場合に、法定外税への国の関与はそれほど問題にはなっておらず、見直しを急ぐ必要はないのではないか。

【論点2】「手続面の関与」について

① 地方税法に規定する関与(同意付き協議)の見直し

○ 検討の視点

- ・地域主権の推進する観点、手続に係るコスト、不適當な法定外税が設定されるリスクの最小化の観点から検討すべき。

○ 同意不要の協議とすべきとする意見

- ・現行の地方税法第261条等を、実体要件と同意を必要としない協議に分けた上で、協議は事前にしっかり制度を検討するために必要なものと位置づけ、同意は要しないこととする(法定外税に係る実体要件を納税者等が訴訟で争える形で設定した上で、それとは別に、国と地方の間で協議をするという制度がさらにあると考えればよい)。

○ 条件付きの同意を考えてもよいのではないかという意見

- ・附帯意見付きの同意として、附帯意見が満たされなくても同意は有効と考えるものと、条件付きの同意というものを考えてもよいのではないか。

○ 法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべきとする意見

- ・法定外税には負担水準、税収ともに小規模のものが多く、そのような法定外税は、届出制とするなど国への協議は不要とできるのではないか。法定外税の性格によって関与のあり方を変えるべき。ただし、地方団体や特定の地域・企業にとって大きな問題となりかねない法定外税は、案件の性格による同意の要否を整理した上で、国との協議を要するとすべき。

※ 協議のタイミングについては、団体意思の決定前、決定後の両論あった。

その他、届出制とすればよいのではないかとの意見や、地方団体の実態に即した議論をしていかなければならないとの意見があった。

【論点2】「手続面の関与」について

② 事後的な是正措置(手続面での関与を縮小した場合、事後的な是正措置を講じる必要があるか)

○ 行政的手続を重視する意見

- ・個人にとって訴訟は現実的には色々な面でハードルが高く、是正措置として必ずしも有効に機能するとは言えず、せいぜい抑止的な効果にとどまる。実務的に機能するような行政的手続を設ける方が合目的的ではないか。

○ 司法判断を重視する意見

- ・ある法定外税について、要件はクリアしていてもなお地方税法違反であるという主張が成り立つ場合はあり得、その点を巡っては訴訟にならざるを得ない。
- ・事後的な司法コントロールという意味から、税負担が重いなど新税に不満がある企業などが訴訟を起こすことは望ましい。

○ その他

- ・同意要件を整備すれば訴訟が減るわけではなく、同意と訴訟リスクとの間には基本的には関係がない。

【論点3】「要件面の関与」について

① 現在の不同意要件について

○ 手続面の関与を縮小する場合の要件の明確化

- ・法定外税が地方税法違反であるとする納税者が事後的に地方税法の条文を根拠にして条例による課税の違法を訴えることができるような、明確な法定要件を設定すべき。

○ 「国の経済施策」について

- ・現在の要件では「国の経済施策に抵触するからこの条例は違法だ」という主張で納税者が争うのは非常に難しく、納税者の立場から訴訟を起こしやすくするという観点で要件を改めて検討する必要がある。
- ・要件の意味が不透明であるため、国の利害と対立する法定外税について総務省に不同意圧力がかかっているのではないか。
- ・「国の経済施策」という表現が拡大解釈されることが危惧されるとしても、要件の具体的な見直しを行うまでの必要な事実がまだ蓄積されていないのではないか。

○ 議論の進め方について

- ・具体的な要件の議論は、要件をどう位置付けるかという議論（同意をするか否かの要件とするか、納税者が訴訟する時の要件とするか）を整理した上ではないか。

【論点3】「要件面の関与」について

② 廃止すべき要件と新たな要件の追加

○ 住民や議会との関係等

- ・国税又は他の地方税と課税標準を同じくする法定外税についての住民の負担については、住民や議会のコントロールが働くものであり、過重な負担であるか否かについて国の判断を求める必要はない。
- ・一方で、専ら他の地方団体の住民に負担を求める法定外税など、国の判断を求める必要があると考えられるものについては要件として入っていない。
- ・特定の者に負担が著しく偏るといようなことは避けるための要件を設定すべき。
- ・法定外税の創設に至る各課税団体の事情を踏まえるべきとの観点から、他の地方団体の住民に対する課税を抑止するための要件設定は慎重に考えるべき。

○ 現行の要件を廃止した場合の取扱い

- ・特定の要件を廃止する場合であっても、廃止した要件について国が地方団体に対して意見を述べることができないと解するべきではなく、国から意見は言えるが、それを理由に不同意にすることはできないと整理すべき。

神奈川県横浜市「勝馬投票券発売税」

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
神奈川県 横浜市	勝馬投票券発売税 (法定外普通税)	市内の勝馬投票券 発売所における競 馬法第5条に基づ く勝馬投票券の発 売	市内の勝馬投票券の発売額から次 の額に市内の発売割合を乗じて得 た額を除いた額 ①勝馬投票券払戻金 ②第1国庫納付金 ③特別給付資金	市内の勝馬投票券発売 所で競馬法第5条に基 づく勝馬投票券の発売 を行う者	100分の5
経緯	平成12年12月14日 平成13年3月30日 平成13年4月25日 平成13年7月24日 平成13年8月7日 平成16年2月18日 平成16年2月25日 平成16年3月5日	<p>勝馬投票券発売税に関する条例案可決 総務大臣による不同意 (勝馬投票券発売税の課税により、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てることとされている国庫納付金への配分等に影響が生じることから、国の経済施策に照らして適当でない。)</p> <p>横浜市から国地方係争処理委員会に審査の申出(以後7回審査) 国地方係争処理委員会の勧告 (不同意が協議を尽くさずになされた点に瑕疵があるため、総務大臣に対し、不同意を取り消し、改めて横浜市と協議を行うことを勧告)</p> <p>総務大臣の不同意の取消し、協議の再開 勝馬投票券発売税に関する条例を廃止する条例案提出 廃止条例案を可決 総務大臣への協議を取下げ</p>			

横浜市勝馬投票券発売税の不同意理由

1. 中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する仕組みは「国の経済施策」に該当すること

国の経済施策とは、経済活動に関して国の各省庁が行うべき特に重要な施策をいうと考えられる。

地方税法第671条第3号の「国の経済施策」には、第1号の重要な租税施策が文理上含まれるため、特定の仕組みで財政資金を確保し、これを一定の公益目的のために使用することも「国の経済施策」に含まれる。

中央競馬は、競馬法及び日本中央競馬会法に基づき、日本中央競馬会(以下「競馬会」という。)が、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために財政資金を確保することを目的として、刑法の特例として独占的に行う特別な制度であることから、特に重要な施策として「国の経済施策」に当たると考えられる。

2. 勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当すること

競馬会の勝馬投票券の発売金額から払戻金及び経費を差し引いた金額は、国庫納付金に充てることが基本とされている。すなわち、発売金額の10%が国庫納付金とされるとともに、剰余が発生した場合、剰余金の2分の1を国庫納付金として納付し、残りの2分の1を特別積立金として積み立てるべきことが法定されている。

このため、勝馬投票券発売税の課税により、畜産振興及び民間社会福祉事業の振興のために必要な経費に充てることとされている国庫納付金への配分等に影響が生じることとなる。なお、仮に競馬会の施設が所在する地方団体全てが勝馬投票券発売税と同様の課税を行った場合、中央競馬により公益目的のために財政資金を確保する基本的な仕組みを損なうことになると考えられる。

したがって、勝馬投票券発売税は、特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由がない限り、「国の経済施策に照らして適当でない」と考える。

横浜市の説明で勝馬投票券発売税の課税の理由として挙げられている、「公共法人のうち、収益をあげて活動を行っており、かつ、市域内で行っている活動が、直接、地域住民の生活等の向上を図るものではない法人に対して、相応の負担を求めることとし、広く検討した結果、唯一、日本中央競馬会が該当する」ということは、競馬会に対して特別の負担を求めるべき合理的な課税の理由とは認められない。

以上から、勝馬投票券発売税は「国の経済施策に照らして適当でない」場合に該当するものと考えられる。

山梨県河口湖町、勝山村、足和田村「遊漁税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の用途	納税義務者	税率	適用期間
H 1 2	山梨県 河口湖町 勝山村 足和田村	遊漁税 (法定外 目的税)	河口湖での 遊漁行為	遊漁者数	河口湖及びその 周辺地域におけ る環境の保全、 環境の美化及び 施設の整備(駐 車場、公衆便所、 河口湖畔周辺道 路その他の施 設)	遊漁行為を 行う者	1人1日 200円	特に定め ない (5年ご とに見直 し)
同意後の 経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年 3月30日 同意 ・平成13年 7月 1日 条例施行 ・平成15年11月15日 河口湖町・勝山村・足和田村が合併して富士河口湖町になる。 							

神奈川県「臨時特例企業税」

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
神奈川県	臨時特例企業税 (法定外普通税)	法人の事業活動	各課税事業年度における法人の事業税の課税標準である所得の金額の計算上、繰越控除欠損金額を損金の額に算入しないものとして計算した場合における当該各課税事業年度の所得の金額に相当する金額（当該金額が繰越控除欠損金額に相当する金額を超える場合は、当該繰越控除欠損金額に相当する金額）	各事業年度の法人事業税の課税標準である所得の計算に当たって繰越欠損金に相当する額を損金に算入した法人で、当期利益が出ている資本金額又は出資金額が5億円以上のもの	3%（特別法人は2%）
経緯	平成13年3月21日 平成13年6月22日 平成13年8月1日 平成16年4月1日 平成17年10月25日 平成20年3月19日	臨時特例企業税条例案可決 総務大臣による同意 臨時特例企業税条例施行 改正条例施行（税率の引下げ（3%→2%）等） 横浜地裁に訴訟の提起 地裁判決【神奈川県 敗訴】	（法人事業税と臨時特例企業税とは趣旨・目的及び課税客体を共通にするものとした上で、臨時特例企業税の課税により法人事業税の課税標準につき欠損金額の繰越控除を定めた規定の目的及び効果が阻害されることから、臨時特例企業税の課税は地方税法上の当該規定の趣旨に反するものとした。）		
	平成20年3月28日 平成21年3月31日 平成22年2月25日	東京高裁に控訴 臨時特例企業税条例 失効 東京高裁判決【神奈川県 勝訴】	（臨時特例企業税を法人事業税とは「別の税目」であるものとした上で、臨時特例企業税の根拠条例は、地方税法の法人事業税に関する規定を実質的に変更するものであるとはいえず、これと矛盾抵触するものとは解されず、これに違反するという事はできないとした。）		
	平成22年3月10日	最高裁に上告			

神奈川県臨時特例企業税条例に係る第1審判決（抄）

第7 当裁判所の判断

1 争点(1)(本件条例の適法性及び有効性)について

(9) 結論

以上のとおり、企業税の課税は、法人事業税の課税標準である所得の計算につき欠損金額の繰越控除を定めた規定(改正前地方税法72条の14第1項、改正後地方税法72条の23第1項)の趣旨に反し違法であるから、これを定める本件条例は違法である。

(中略)

そして、地方団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができ(地方自治法14条1項)、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができることとされていること(同法2条)に照らせば、上記のような地方税法に違反する租税を創設する条例を制定することは、地方団体の有する条例制定権を超えるものであるから、本件条例は無効というべきである。

※参考

(8) 企業税が法人事業税に係る規定の趣旨に反するかどうか

エ 検討

改正前地方税法は、法人事業税の課税標準である所得の計算の方法を規定する一方(同法72条の12、72条の14第1項)、その課税標準の特例を設け、事業の状況に応じ、所得(及び清算所得)によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得(及び清算所得)とこれらの課税標準をあわせ用いることができるものとし(同法72条の19)、その際の税率は、上記課税標準の特例を用いなかったときの税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならぬものとしていた(同法72条の22第9項)。また、改正後地方税法においては、一定の範囲で法人事業税に外形標準課税が導入されたことに対応して、上記課税標準の特例は、資本の金額又は出資金額が1億円を超え当該外形標準課税の対象となった法人については、廃止された(同法72条の24の4)。

このように、改正前地方税法下では、限定された要件の下で初めて、欠損金額の繰越控除を含めた法人事業税の課税標準の特例が認められていたことからすれば、当該特例の要件を満たす場合以外は常に、改正後地方税法下では、当該特例の適用外とされた法人については常に、欠損金額の繰越控除を含めた地方税法所定の法人事業税の課税標準の規定を全国一律に適用すべきものとする趣旨であると解される。

そして、特定の租税の課税標準は、その租税としての趣旨・目的に基づき、これを税額に具体的に反映させるために特定の課税客体を数値化するものである。そうすると、法人事業税についても、当該趣旨・目的に基づく当該課税客体に対する租税については、地方税法が法人事業税について定めた課税標準の規定に従って当該課税客体を数値化し、これに課税すべきとする趣旨であると解される。すなわち、法人事業税が予定するところの租税としての趣旨・目的及び課税客体に係る租税については、地方税法が法人事業税について定めた課税標準の規定に従い、その規定の目的及び効果を実現したところによって課すべきものとする趣旨であると解される。

そうすると、少なくとも、法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、全国一律に適用すべき法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、当該課税標準の規定を定めた地方税法の趣旨に反するものといわなければならない。

上記のことは、地方税法が法人事業税につき制限税率を設けていること(改正前地方税法72条の22第8項、改正後地方税法72条の24の7第8項)からも裏付けることができる。すなわち、租税の税額は基本的に課税標準と税率とによって決せられるところ、法が制限税率を設けているのは、単に税率の上限を設けるにとどまらず、一定の課税標準を前提に、これに税率を乗じて得られるところの当該租税の負担の程度に制限を設ける趣旨であると解される。そして、地方税法が法人事業税につき制限税率を設けているのは、上記の課税標準について述べたところと同様に、法人事業税が予定するところの租税としての趣旨・目的及び課税客体に係る租税につき、その租税の負担の程度に制限を設けるという趣旨であると解される。

そうすると、法人事業税と租税としての趣旨・目的及び課税客体が共通する法定外税の創設によって、法人事業税の課税標準の規定の目的及び効果が阻害されることになることは、地方税法が当該租税の負担の程度を制限するため当該課税標準を前提に制限税率を設けていることからしても、同法の趣旨に反するものというべきである。

神奈川県臨時特例企業税条例に係る第2審判決（抄）

第3 当裁判所の判断

2 当審における当事者の主張も踏まえながら、企業税を定める本県条例が法人事業税に係る地方税法の規定等に反する違法なものであるかどうかについて検討する。(略)

(7) 本件条例の規定、制定の趣旨等についての検討

イ 本件条例の制定の目的、趣旨等の検討

(イ) (前略) 企業税は、「県の行政サービスを享受し、かつ、当該事業年度において利益が発生していながら、欠損金の繰越控除により相応の税負担をしていない法人に対し、担税力に見合う税負担を求める」ことを趣旨、目的として「当該事業年度において生じている利益に対して課税する」ものとして創設されたことが認められる。そして、このような趣旨、目的の普通税は、理念としては応益性を考慮しながら課税標準の選択においては応益性をほとんど取り入れていない法人事業税とは別個の、より応益性を重視した性格を有する税目として成り立ち得るものと解される。

そうすると、企業税は、単に法人事業税と異なる外形を整えただけのもではなく、法人事業税を補完する「別の税目」として併存し得る実質を有するものというべきである。そして、前記のような地方税法の理解に立つ限り、法人事業税が捕捉していない客体に担税力を別途見いだして課税することが、非難されなければならない理由はない。②の最終報告書等にいう「繰越欠損金控除の遮断」は、最終的に整理された法定外普通税の創設の動機となったものであり、企業税の実際上の効果を分かりやすく端的に示した言葉にすぎず、これを根拠にして、企業税が法人事業税の課税標準等を変更しようとする実質のもの、あるいは法人税法の規定を潜脱するものとまでいわなければならないとは解し得ない。

被控訴人は、上記最終報告書等が「繰越欠損金控除の遮断」と記述していることなどから、本件条例の趣旨、目的は、法人事業税の課税標準において繰越欠損金の控除がされることを一部認めないようにすることにあるとして、それが企業税の本質であると主張し、被控訴人の提出した意見書等にも同様の意見が述べられている。確かに、本件条例の立案過程において、法人事業税において繰越欠損金の控除がされるために、行政サービスを受けながら税負担を免れる法人が多いことを改善すべきであるという考えに立って、そのためには法人事業税自体につき外形標準課税を導入することが望まれるが、それが実現できない場合には、法人の当期利益のうち繰越欠損金が控除されるために課税できない部分について控訴人の独自の税制を設けて課税することができるようにすることが検討されたものであり、それを「繰越欠損金控除の遮断」と表現しているものと認められる。そのような独自の税制を設けること自体が許されないのであれば、この試みはまさしく地方税法の潜脱というべきことになるが、それが同法の許容するものであるという解釈に立つ限り、法人事業税においては課税されない当期利益の部分に独自の課税を付加することをもって、同法の潜脱といわなければならないものではない。

(中略)

(エ) 以上によれば、本件条例は、地方税法の法人事業税に関する規定を実質的に変更するものであるということとはできないから、これと矛盾抵触するものとは解されず、これに違反するということができないものというべきである。したがって、本件条例が法人事業税の規定を変更するものであることを前提とする被控訴人の主張(法人事業税の課税標準を変更するものであり、制限税率を超えるものであり、同法の要件を満たさない不均一課税であり、同法の要件によらずに外形標準課税を導入するものである)は、いずれも失当である。

岐阜県多治見市「一般廃棄物埋立税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の用途	納税義務者	税率
H13	岐阜県 多治見市	一般廃棄物埋立税 (法定外目的税)	多治見市内の一般廃棄物処理施設に埋立を目的として市外から持ち込まれる一般廃棄物	多治見市内の一般廃棄物処理施設に埋立を目的として市外から持ち込まれる一般廃棄物の重量	多治見市環境基本計画に基づく環境施策	多治見市内にある一般廃棄物処理施設の設置者(多治見市を除く。)	前年度の埋立量が10万トン以下… 500円/トン 前年度の埋立量が10万トン超… 750円/トン
同意の際に伝えた事項	本件協議については地方税法の規定に基づき同意するが、本税の納税義務者は実質的に名古屋市のみであり、あえて法定外税の形式をとらなくとも、両市の円満な話し合いにより分権時代にふさわしい自主的な解決策をとることも考えられるので、今後はそうしたことについて十分考慮されたい。						
同意後の経過	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年 3月29日 同意 ・平成14年 4月 1日 条例施行 ・平成19年 3月31日 条例失効(更新せず) 						

※当税の対象となるのは、名古屋市が設置する一般廃棄物最終処分場(愛岐処分場)のみ。

東京都「宿泊税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の用途	納税義務者	税率
H 1 3	東京都	宿泊税 (法定外 目的税)	ホテル又は 旅館への宿 泊行為	ホテル又 は旅館に おける宿 泊数	国際都市東京 の魅力を高め るとともに、 観光の振興を 図る施策に要 する費用	ホテル又は 旅館の宿泊 者	一人一泊について、宿泊料 金が ・ 1万円以上1万5千円未 満のもの…100円 ・ 1万5千円以上のもの… 200円
同意の際 に伝えた事 項	本件協議については地方税法の規定に基づき同意するが、主として都外からの来訪者に新たな法定外税の負担を求める一方で、都内に存する土地に係る固定資産税について独自に減免する措置を講じることとしており、税に対する信頼を確保する意味からも、本税の実施にあたっては、関係者の十分な理解を得られるよう努められたい。						
同意後の 経過	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成14年 3月29日 同意 ・ 平成14年10月 1日 条例施行 						

福島県「核燃料税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
H 1 4	福島県	核燃料税 (法定外普通税)	発電用原子炉への核燃料の挿入	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額及び重量	発電用原子炉の設置者	価額割…核燃料価額の100分の10(改正前100分の7) 重量割…核燃料1kgにつき6,000円(暫定税率) ※本則税率11,000円の適用には条例改正・再協議が必要
同意にあたって付した意見	<p>地方公共団体が法定外税の制度により課税自主権を発揮することは、地方分権の観点から望ましいことであるが、本件のように納税者が限定的である税の場合、地方公共団体において、当該納税者への十分な説明や、その意見の聴取等の適正な手続をふむことが特に重要である。</p> <p>本件に関しては、従来の核燃料税とは課税方法や税率を異にするものであることも考えると、納税者への説明や協議期間が十分でなかったと言わざるを得ない。</p> <p>このことは本件を不同意とする要件には該当しないが、福島県においては、今後、法定外税制度の健全な発展のためにも、本件課税について、納税者の理解を得るための努力を続けていくことが必要である。</p> <p>については、同意にあたり、福島県に対し、下記の点を強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 納税者である東京電力に対し更に十分な説明を行うとともに、税收使途の明確化を図るなど、本件課税に対する理解を得るための最大限の努力を行うこと 2 今後、諸情勢の変化等も踏まえ、本件条例の内容の妥当性について更に検証を重ね、必要に応じその見直しを含め検討すること 					
同意後の経過	<p>平成14年9月27日付の同意に付された意見を受け、福島県では、旧条例の課税期間が終了する11月10日以降も新条例の施行を留保するとともに継続して東京電力と話し合いを行い、条例による課税に対する理解を求めた。その結果、12月25日に東京電力の社長が県知事と面談し、本件課税に関して納税者である東京電力の了解を得られたことから、12月31日から条例を施行した。</p> <p>上記の2について、条例の内容の見直しは行われなかったが、平成19年度の次期更新の際には、見直しが行われなかったことについて、特に問題とはされなかった。</p>					

東京都豊島区「放置自転車等対策推進税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	税収の用途	納税義務者	税率
H15～	東京都豊島区	放置自転車等対策推進税 (法定外目的税)	豊島区の区域内に所在する鉄道駅における前年度の旅客運送	区内に所在する鉄道駅における前年度の乗車人員	駅周辺における放置自転車等対策を推進するための費用	鉄道事業者	乗車人員千人につき740円
同意にあたって付した意見	<p>本件の施行に当たっては、豊島区において、下記の事項に適切に対応されるよう、強く要請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件については、課税団体（豊島区）と納税者の見解がほぼ全面的に対立したままであり、納税者との協議や相互理解が十分に進んでいるとは言い難い。特定少数の納税者に課税する法定外税の場合には、納税者の理解を得る努力を尽くすことが特に重要であることから、納税者から提起されている種々の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得よう、更に格段の努力を行うこと。 2 特に、本件課税が今後の対策費用に充てる目的税であり、また、鉄道事業者の協力不足を根拠として鉄道事業者のみに課税しようとする税であることを踏まえ、今後の放置自転車対策の全体像を明示しながら、鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者となることについて理解を得るよう努めること。 3 去る5月26日の意見で指摘した点を踏まえ、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会等の場を活用しながら、放置自転車を解消するための具体的な対策について、総合的に協議・検討を尽くすとともに、その状況を踏まえて、本件課税のあり方について必要な見直しを行うこと。 						
同意後の経過	<p>平成16年9月13日付の同意に付された意見を受け、豊島区では、鉄道事業者との協議を尽くすために課税時期を1年延期し、平成18年4月からとすることとした。その後、自転車法に基づく自転車等駐車対策協議会において協議が進み、鉄道事業者から駐車場用地を無償提供することが盛り込まれた「自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」が平成18年6月に策定されるに至ったことから、7月に区議会で放置自転車等対策推進税の廃止条例案が可決された。</p>						

大阪府泉佐野市「空港連絡橋利用税」

年度	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	税率
H23 ～	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋 利用税 (法定外普 通税)	関西国際空港 連絡橋を自動 車で通行して 空港を利用す る行為	関西国際空港連 絡橋を自動車 で通行する回数	関西国際空港 連絡橋の通行 料金を支払う 者	通行する回数1往復につき 100円
同意にあ たって付 した意見	<p>地方団体には法定外税制度について適切な運用が求められています。 そのため、今後、泉佐野市におかれては、本件について、下記のとおり、納税者をはじめとする関係者への十分な説明や周知に努めていただきますことをお願いします。 なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 泉佐野市外の住民も含め不特定多数の者が空港連絡橋を利用することに鑑み、空港連絡橋利用税の課税について、同税の納税者となる空港連絡橋の利用者及びその他の関係者に対し、十分に周知し、理解を得るように努めること。 2 今後、空港連絡橋利用税の特別徴収義務者となる者と同税の徴収方法等について十分に調整を進め、同税の円滑な運用に努めること。</p>					
同意後の 経過	平成24年4月11日付の同意を受け、4月27日に泉佐野市が市条例に基づき、西日本高速道路株式会社を特別徴収義務者に指定した。					